犯罪被害財産支給手続終了決定公告

令和８年 11 月６日

東京地方検察庁検察官

下記のとおり、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第 21 条第１項第５号ロの規定により犯罪被害財産支給手続を終了することとしたので公告する。

記

１　犯罪被害財産支給手続番号　東京地方検察庁　令和７年第 13 号及び令和８年第１号

２　犯罪被害財産支給手続終了決定の年月日　令和８年 11 月６日

３　終了決定をした理由

特別支給手続において、資格裁定を受けた全ての者について、その犯罪被害額に達する被害回復給付金の特別支給等をしたため。

４　この公告に関する問合せ先

〒100－8903　東京都千代田区霞が関１－１－１　東京地方検察庁犯罪被害財産支給手続担当

電話番号 03－3592－5611（代表）内線 3350、4392

○　上記支給手続を終了する決定に不服がある場合には、この公告があった日の翌日から起算して 30 日以内に、東京地方検察庁検事正に対して審査の申立てをすることができます（提出先は上記４のとおり）。

○　当該決定の取消しの訴えは、審査の申立てに対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ずして当該決定の取消しの訴えを提起することができます。

(1)　審査の申立てがされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。

(2)　支給手続を終了する決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3)　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

○　当該決定の取消しの訴えは、当該決定に係る裁決書の謄本の送達を受けた日から 30 日以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国（代表者は法務大臣となります。）を被告として、東京地方裁判所に提起しなければなりません。